

熊本県消費者行政推進本部設置要項

(目 的)

第1条 消費者行政に関する施策に取り組んでいる関係部局が連携を図ることにより、消費者行政を総合的かつ効果的に推進するため、熊本県消費者行政推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）に関すること。
- (2) その他消費者行政の推進に関すること。

(組 織)

第3条 推進本部に、推進本部会議を置く。

- 2 推進本部会議は、別表1に掲げる職員で組織し、本部長及び本部員を置く。
- 3 本部長は、知事をもって充てる。

(推進本部会議)

第4条 本部長は、推進本部会議を招集し、主宰する。

- 2 推進本部会議は、第2条に規定する事項のうち、次に掲げるものを協議する。
 - (1) 基本計画の策定に関すること。
 - (2) 消費者行政を推進するための重要な事項に関すること。
- 3 本部長は、必要に応じて推進本部会議に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職員で組織し、代表幹事及び幹事を置く。
- 3 代表幹事は、県民生活局長をもって充てる。
- 4 代表幹事は、幹事会を招集し、主宰する。
- 5 幹事会は、第2条に規定する事項のうち、次に掲げるものを協議する。
 - (1) 推進本部会議の円滑な協議に資すること。
 - (2) 基本計画の実施状況の調査及び消費者行政に係る施策の調整に関すること。
- 6 代表幹事は、必要に応じて幹事会に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 幹事会には、必要に応じて作業部会を設けることができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局を、消費生活課に置く。

(雑 則)

第7条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成２３年５月３０日から施行する。

附 則

この要項は、平成２３年８月２５日から施行する。

附 則

この要項は、平成２４年５月１日から施行する。

附 則

この要項は、平成２５年５月１５日から施行する。

附 則

この要項は、平成２８年７月１２日から施行する。

附 則

この要項は、平成２９年７月１０日から施行する。

附 則

この要項は、令和２年７月２９日から施行する。

附 則

この要項は、令和２年１０月１５日から施行する。

別表 1

本部長	知事
本部員	副知事 知事公室長 総務部長 企画振興部長 健康福祉部長 環境生活部長 商工観光労働部長 農林水産部長 土木部長 警察本部長 教育長

別表 2

代表幹事	県民生活局長	
幹事	知事公室	広報グループ課長
	総務部	私学振興課長 市町村課長 消防保安課長
	企画振興部	企画課長
	健康福祉部	健康福祉政策課長 健康危機管理課長 社会福祉課長 医療政策課長 健康づくり推進課長 薬務衛生課長
	環境生活部	環境政策課長 環境立県推進課長 循環社会推進課長 くらしの安全推進課長 消費生活課長
	商工労働部	商工政策課長 産業技術センター所長
	観光戦略部	観光交流政策課長 観光企画課長
	農林水産部	農林水産政策課長 流通アグリビジネス課長 農業技術課長 農産園芸課長 畜産課長 林業振興課長
	土木部	監理課長 建築課長 住宅課長
	警察本部	生活安全企画課長 生活環境課長
	教育庁	教育政策課長 高校教育課長 義務教育課長 社会教育課長